

ハートフルビジネスおかやま商品化支援事業実施要綱

ハートフルビジネスおかやま

第1条 事業の目的

福祉用具の利用者のニーズを商品開発に的確に反映できるよう、既に商品化されている又は試作段階にある福祉用具について、施設や在宅等での試用と評価又は利用者、研究者及び企業関係者等が一堂に会して意見交換を実施することにより、真に求められている福祉用具の普及及び商品化を支援する。

第2条 事業の内容

- (1) 既に商品化されている又は試作段階の福祉用具について、利用者、研究者及び企業関係者等が一堂に会して、意見交換を行うシステム（以下「ワークショップ」という。）の運営
- (2) 既に商品化されている又は試作段階の福祉用具について、施設や在宅等での試用と評価を行うシステム（以下「モニタリング」という。）の運営

第3条 事業の対象となる福祉用具

- (1) 改良等を行った福祉用具
- (2) 改良等を検討している福祉用具
- (3) 試作段階にある福祉用具

第4条 事業の対象となる者（申込資格）

本事業の対象となる者は、福祉用具の開発に積極的に取り組んでいるハートフルビジネスおかやま会員とする。

第5条 経費の負担

- (1) 実施に要する経費
モニタリング、ワークショップを受ける者（以下「申込者」という。）は、モニタリング、ワークショップの実施に要する経費（損害保険の掛金、対象となる福祉用具の搬入、搬出の費用等）を負担する。ワークショップにかかる商品化支援委員への謝金はハートフルビジネスおかやまが負担する。
- (2) 謝礼
モニタリングに係る事業実施施設及び利用者（以下「実施対象施設（者）」という。）への謝礼については、申込者と実施対象施設（者）との協議により、申込者が負担する。

第6条 事業の利用条件の申込・実施

- (1) 事業の利用条件、申込
申込者は、次の各号に掲げる条件のすべてを承諾した上で、「商品化支援事業申込書（様式1）」によりハートフルビジネスおかやまに申込みを行うものとする。
 - ① 対象となる福祉用具に係る産業財産権については、申込者が権利保護等の処置を講じる。
 - ② 本事業の実施に基づく助言又は試用・評価を契機として新たに生じた産業財産権の帰属については、申込者、実施対象施設（者）で協議し、

帰属先を決定する。

- ③ 申込者は実施対象施設（者）での使用時の事故に対応するため、原則として損害保険に加入する。
- ④ 申込者は、対象事業を実施している間は、実施対象施設（者）から、対象となる福祉用具についての問い合わせ等があった場合、誠実に対応する。
- ⑤ ハートフルビジネスおかやまは、本事業の実施に当たっては、損害賠償の責を負わない。また、対象事業の実施に関連して発生した交渉、取引等に関しても同様とする。

(2) 実施・決定

「商品化支援事業申込書（様式1）」の内容について委員長と事務局とで協議して実施する。

第7条 モニタリングの実施

モニタリングの実施対象施設（者）は、原則として、ハートフルビジネスおかやま会員の中から募集し、決定するものとする。

第8条 モニタリングの実施項目と期間

モニタリングの実施項目及び期間については、申込者と実施対象施設（者）が協議して決定するものとする。

第9条 モニタリングの実施結果の報告

モニタリングの申込者はモニタリング実施結果について、別紙（様式2）により、ハートフルビジネスおかやまに対して、モニタリング終了後2週間以内に報告するものとする。

第10条 ワークショップの実施

ワークショップに参加する利用者、研究者及び企業関係者等（以下「参加者」という。）は、原則として、ハートフルビジネスおかやま会員の中から募集し、決定するものとする。

第11条 審議委員

- (1) ワークショップにかかる商品化支援委員を審議委員という。
- (2) 審議委員は、登録されている商品化支援委員の中から委員長が選出する。
- (3) 1回のワークショップにつき、選出する委員は5名以内とする。

第12条 ワークショップの実施結果の報告

ワークショップの申込者は、ワークショップの実施結果について、別紙（様式3）により、ハートフルビジネスおかやまに対して、ワークショップ終了後2週間以内に報告するものとする。

第13条 守秘義務

本事業に参加する者は、本事業で知り得た福祉用具に関する情報等について、秘密は厳守するものとする。

第14条 その他

この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、ハートフルビジネ

スおかやま会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年11月6日から施行する。